

市民マナー条例協力団体加入促進事業の手引き

【はじめに】

この手引きは、市川市デジタル地域通貨(以下、ICHICO)の行政ポイント事業のうち、市民マナー条例協力団体加入促進事業(以下、協力団体加入促進ポイント事業)の実施にあたり、必要な事項を定めるものとします。

【定義】

本手引きにおける用語の定義は、以下のとおりです。

- (1)ポイント:本事業において申請者が付与を受けることができるポイントは ICHICO のポイントとなります。
- (2)市民マナー協力団体: 市との協働により、地域の見回り活動や清掃活動等を通して、市民マナー条例を推進する5名以上からなる団体となります。

【申請者・要件】

- (1)協力団体加入促進ポイント事業の対象者は、新規加入した団体の代表者としてします。ただし、一度脱退し、再登録した場合はポイントの付与を認めません。
 - (2)団体の主体(活動の中心となるもの)は、市川市内とします。ただし、市長がやむを得ないと認める場合はこの限りではありません。
- (申請者の住所が市外でも、所属する活動場所が市川市内であれば申請可能です)

【実施期間】

令和8年2月28日申し込みまでとします。
※予算がなくなり次第終了します。

【ポイント付与数】

新規加入した団体の代表者に付与する ICHICO ポイントは、3,000 ポイントとします。

【市民マナー協力団体結成から ICHICO ポイント付与までの流れ】

1. 市民マナー協力団体を作り、代表者が市民安全課に申請の旨を連絡する（電話・FAX）
2. 市民マナー協力団体登録のための登録申請書をお渡しする（郵送・メール・訪問）
3. 登録申請書を受け取り、市民安全課が登録証を発行する
4. 登録証と物資のお渡し時に（通常は訪問）、ICHICOポイント付与申込書をお渡しする
5. 市民マナー協力団体からICHICOポイント付与申込書の提出（郵送・FAX・メールどれでも可）
6. 審査終了後、ICHICOポイントが付与されます。

【ポイント付与の時期について】

上記 5. 以降、原則 2 週間以内にポイントを付与します。

【ポイントの確認方法】

アプリの「内訳」からご確認ください。

（ポイントの名称は「令和 7 年度 市民マナー条例協力団体加入促進」です。）

【注意事項】

- ◇市民マナー協力団体の申請者は代表者でなくてもかまいませんが、必ず代表者と連携し、ポイントを市民マナー協力団体活動のために利用してください。
- ◇申請者以外にポイントを分配して付与することはできません。
- ◇申請は 1 団体 1 回限りです。
- ◇ポイントが予算額に達した時点で事業は終了となります。
- ◇現在のところ、付与された ICHICO ポイントの有効期限は、令和 8 年 3 月 31 日までとなります。

《問い合わせ・書類提出先》

市川市 市民部 市民安全課 マナー条例担当
第 1 庁舎 3 階

住所：〒272-8501 市川市八幡 1-1-1

電話：047-334-1333 FAX：047-336-8073